

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

			資料番号	6	担当課	住宅室
法令名	愛媛県営住宅管理条例	根拠条項	8条4項	不利益処 分の種類	入居許可の取消し	
(入居の手続) 第8条 一般県営住宅の入居を許可された者は、許可のあつた日から10日以内に次に掲げる手続をし、入居しなければならない。 (1) 請書を提出すること。 (2) 第13条の規定により敷金を納付すること。 2 一般県営住宅の入居を許可された者が、やむを得ない事情によつて入居の手続を前項の期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、知事が別に指示する期間内に同項に定める手続をしなければならない。 3 知事は、一般県営住宅の入居を許可された者が前2項に規定する規定する期間内に第1項各号の手続をしないときは、当該住宅の入居の許可を取り消すことができる						